

日本の生物多様性保全政策

環境記者の視点から



共同通信社 編集委員
井田 徹治

なぜ日本の環境政策は進まないのか？ 国内的には・・・



国内調整に多大な時間

霞が関型コンセンサスの問題点

課＞局＞省＞政府

ごく一部の利害関係者 & 業界が拒否権を持ちうる

主要政策の「独立」: エネルギー政策、漁業政策

インサイダーによる審議会での意思決定

政治が追認するインサイダーの合意

対策強化は「外圧」頼み

★政治的リーダーシップの欠如



日本の生物多様性保全の問題点

★少ない生息地保護区：種の保存法の不備

国内希少生物種 82種

保護区は7種9カ所881ヘクタール

cf) 米国 Endangered Species Act in 1973

Species list ~ Critical Habitats

1年以内に指定するとの条項

	危惧種数	指定種数	保護計画	比率
日本	3155	82	47	1.5%
米国	1324		1137	85.9%

★そのほかにも多くの問題点

公共事業特例、財産権尊重、公益調整条項・・・



日本の生物多様性保全の問題点

★不十分な海の生物多様性対策(1)国内対応

・「海生生物問題」

1971年～ 海生生物は水産庁の管轄

1992年 種の保存法の「覚書」で対象外に

ジュゴン、ニシコククジラ

生物調査すら未実施 特に資源価値のない種

・海洋保護区の不備

日本の海洋保護区は水深10m以浅の浅海域1,290,068haの3.67%に該当し、国際目標である10%には遠く及ばない。

(WWFジャパン 2009/12)

法的根拠の不在 水産資源保護法の「保護水面」?

乱獲と資源の減少は身近な魚まで マグロ・カジキ

クロマグロ、ミナミマグロほぼ全海域で メバチなども一部で

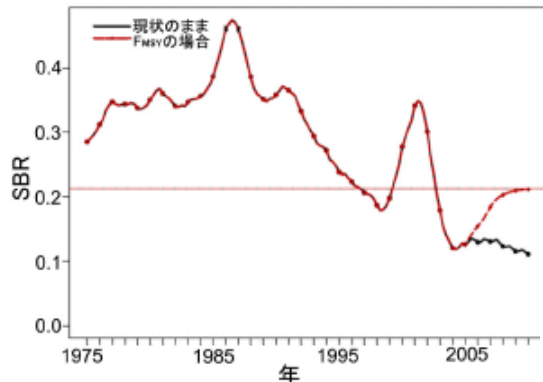


図14. 東部太平洋におけるメバチのSBRの推移
2006年以降は予測値で、黒丸は現状の漁業のままであった場合、赤丸は F_{MSY} レベルに漁獲圧を下げた場合を示す。赤実線(SBR=0.21)はAMSYを達成できるSBR。

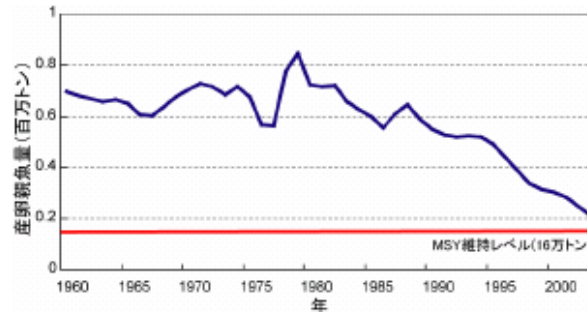


図12. ASPMで推定されたインド洋のメバチの産卵親魚量とそのMSY維持レベル

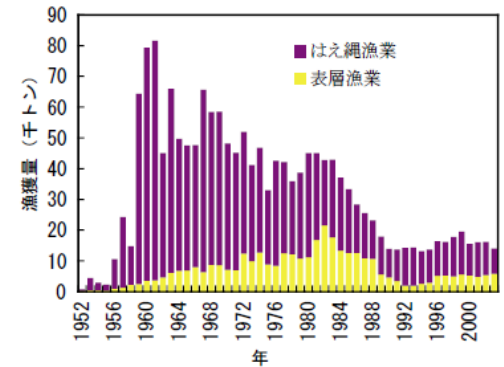


図1. ミナミマグロ漁獲量の推移

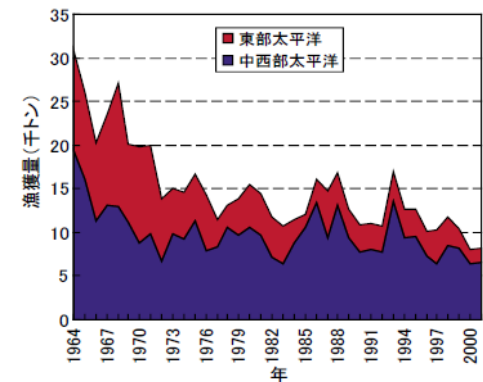


図2. 太平洋全体の漁獲量推移(トン)

ウナギ

日本、北米、ヨーロッパ すべてで資源は急減中
生息地の破壊、化学物質汚染、河川工作物、乱獲

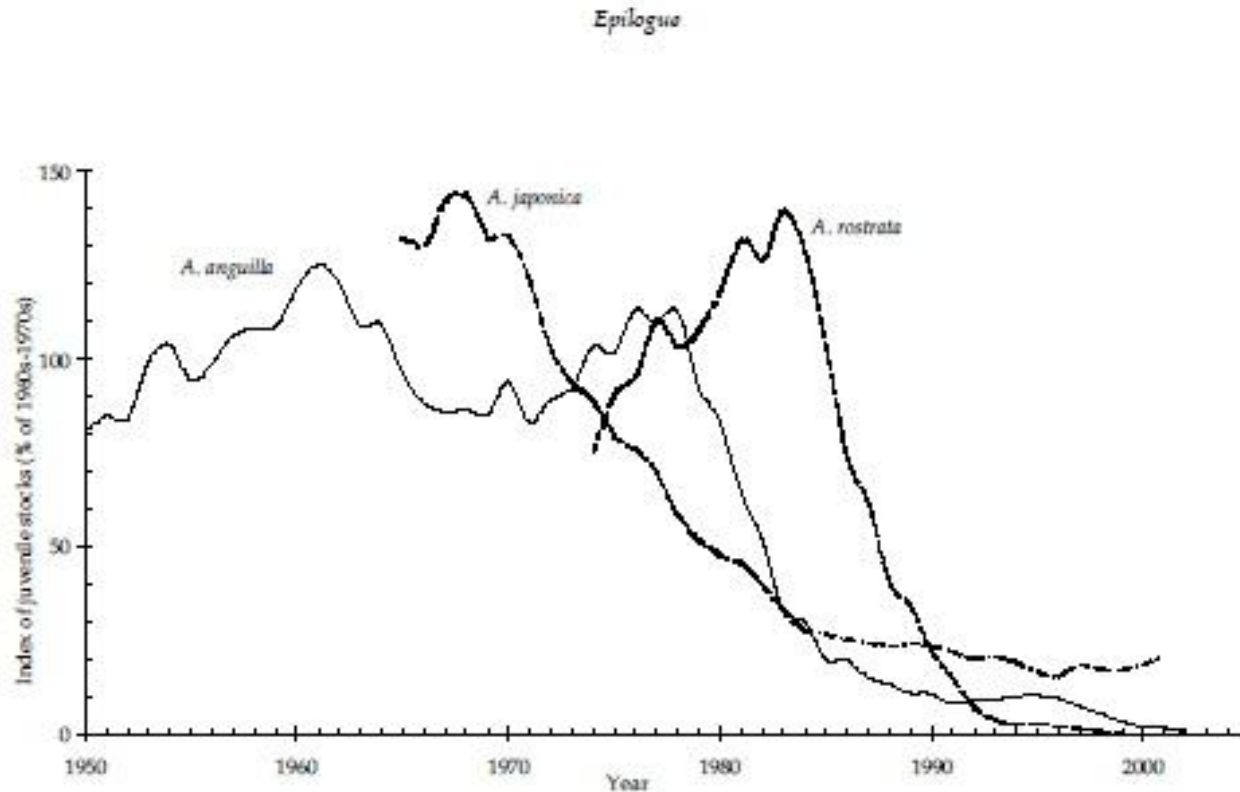
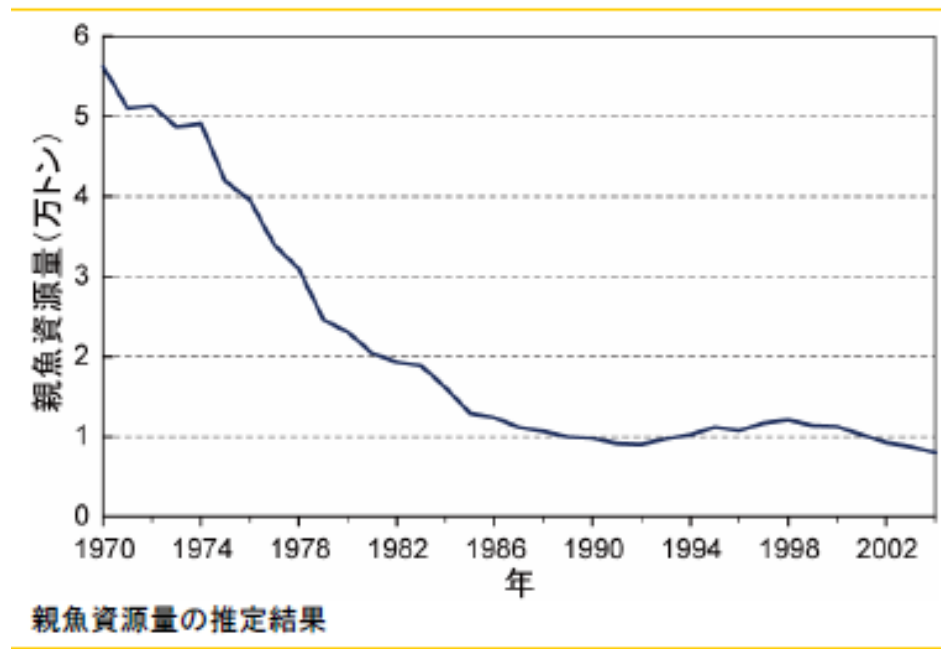
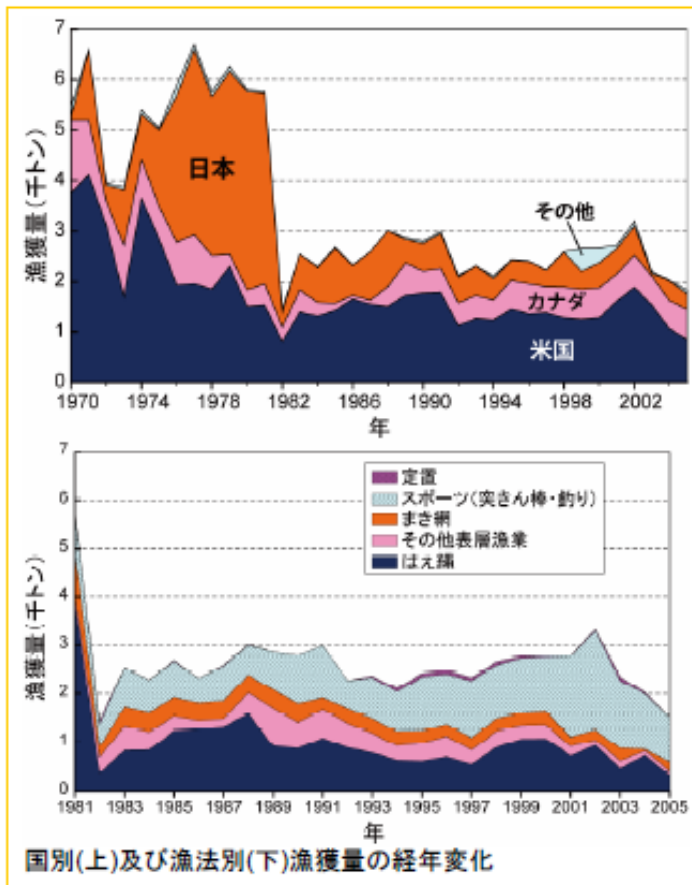
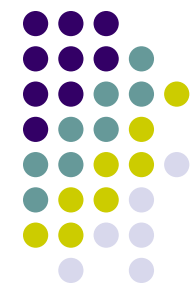


Figure 1 Time trends in juvenile abundance of the major eel stocks of the world. For *Anguilla anguilla*, the average trend of the four longest data series is shown, which trend appears to occur almost continent-wide; for *A. rostrata*, data represent recruitment to Lake Ontario; for *A. japonica*, data represent landings of glass eel in Japan.

減少する大西洋クロマグロ

東部・地中海



魚が絶滅する？



個体数の減少が顕著、絶滅が懸念されるまでに

ワシントン条約

ジンベイザメ、ウバザメ、ホオジロザメ

タツノオトシゴ、ヨーロッパウナギ・・・

大西洋のクロマグロまで

国際自然保護連合 (IUCN) のリスト

メバチマグロ、ミナミマグロ、ハタの仲間

ヨーロッパウナギ: 極めて絶滅の危険が高い



日本の生物多様性保全の問題点

★不十分な海の生物多様性対策(2)国際対応

・ワシントン条約対応

科学当局 陸は環境省／海は水産庁

管理当局 経済産業省

多くの「留保」

クジラ、サメ、タツノオトシゴなど

・ボン条約の批准拒否

クジラが保護対象種(捕獲禁止)のリストに

ワシントン条約の国内体制

管理当局: 経済産業省

科学当局: 陸は環境省 海は水産庁

環境省は海の生物に基本的には口を出せない
水産庁が政策決定を主導



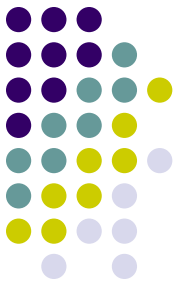
水産種への留保

ジンベエザメ、ウバザメ、ホオジロザメ、鯨、タツノオトシゴまで

COP15 カタール・ドーハ

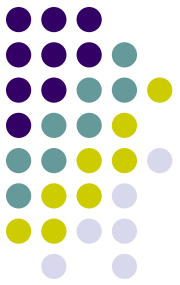
クロマグロ、サメ各種への反対、可決の場合は留保

- * 少なかった関係省庁間の議論
- * パブリックコンサルテーションは皆無
- * 業界との強い連携 IWCと同様
- * 無視された「科学」



ワシントン条約にみる政策決定の問題点

「勝利者は業界」「敗者は持続的な漁業」
厳しい日本批判



2010年03月25日 23:28:29

「ホスト国の資格ない」 【ドーハ共同】日本が主導権を取って、大西洋と地中海のクロマグロ取引規制提案の否決だけでなく、ニシネズミザメ規制も逆転否決に導いたことなどに対し、環境保護団体は「(10月に名古屋市で開かれる)生物多様性条約締約国会議のホスト国の資格はない」と一斉に非難した。

海洋問題に取り組むピュー環境グループのスーザン・リーバーマンさんは「日本の人々は自分たちの政府がここに来て、科学と保全を無視しただけでなく、ほかの発展途上国を引き込んでまで、条約を保全と逆方向に持っていきこうとしたことを知る必要がある」と指摘。「生物多様性を破壊しようと懸命になった国が、どうして多様性を守るための会議をホストできるというのか」と難じた。

日本の市民の意見はどこまで反映されたか

環境・生物種保全の観点からの検討は十分だったか

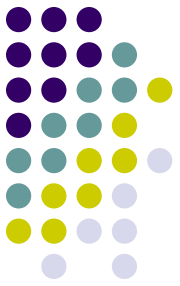
* 一部の利益を守ることが、より大きな損失につながる

ワシントン条約にみる政策決定の問題点

米国

種の提案の発議が民間から可能
数回のパブリックヒアリング

官報で途中経過を報告
最終的に提案を公表
科学当局の意見が極めて重要



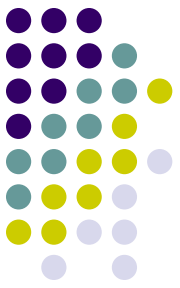
ワシントン条約にみる政策決定の問題点 ノルウェー



事前にパブリックヒアリング
意見を参考に政治家、官僚が検討
会議直前に再度、ヒアリング
政治家が方針決定 官僚にマンドートを与える
環境省が交渉団のトップ CITES=生物種保全
「科学が意思決定に最も重要」

<リーダーシップ・アカウンタビリティ>

<Science based の意思決定と行動>



日本の多様性保護政策への提言

★抜本的な法体系の改革が必要

種の保存法の改正 & 新たな法律

★陸と海の対策の一元化

海洋保護区の拡大と漁業規制が急務

★科学研究・調査体制の充実

科学に根差した政策の展開を

★規制強化とマーケットメカニズム

両者が揃わないと機能しない



ご静聴ありがとうございました

質問・コメントなどは tetsujiida@gmail.com へ

